

おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年2月号

2020年も1ヶ月が過ぎましたね。年始のドタバタ感がようやく落ち着いたところで、今度は年度末への準備ですね。今年の2月は29日ありますが、今年から天皇誕生日が2月になりますから、2月もあつという間に過ぎてしまいそうですね。

今年は、記録的な暖冬で、例年に比べれば過ごしやすい冬ですが、豪雪地帯やウインタースポーツが盛んな地域では雪不足など経済面でも影響が出ているようですね。

新型コロナウイルスの影響で、今後経済面でどのような影響が出てくるか不安な面もありますが、まずは自身の健康に気を付けて春を迎えたいですね。

2月のトピックス

- ・ 労基法改正案について
- ・ 雇用保険法等改正案について

労基法改正案及びについて

政府は、厚生労働省の提出した「労働基準法の一部を改正する法律案」を、定例閣議において決定しました。主な改正内容は、次のとおりです。

1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長等（令和2年4月1日施行）
 - ・ 賃金請求権の消滅時効を5年に延長（当分の間は3年）
 - ・ 消滅時効の起算点が客観的起算点（賃金支払日）であることを明確化
2. 記録の保存期間等の延長（令和2年4月1日施行）
 - ・ 賃金台帳等の記録の保存を5年に延長
 - ・ 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間を5年に延長

雇用保険法等改正案について

政府は、厚生労働省の提出した「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を、定例閣議において決定しました。主な改正内容は、次のとおりです。

1. 高齢者の就業機会の確保及び就業の促進
 - ・ 65歳から70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化（令和3年4月施行）
 - ・ 高齢雇用継続給付の縮小（令和7年4月）
2. 複数就業者等に関するセーフティネットの整備（公布後6月を超えない範囲で政令で定める日）
 - ・ 複数就業者の労災保険給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額等の見直し

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

Facebook: <http://www.facebook.com/JIBIRO>

移動オフィス：090-2907-3545

TEL/FAX: 042-343-1363

URL: <http://jibiro.info/>